

国民経済計算の作成方法変更に際して

平成28年12月7日

西村清彦統計委員会委員長談話

今般、「国民経済計算の作成方法」の変更が公表されたのを機に、国民経済計算（GDP統計）の改善に関する統計委員会の姿勢を、委員長談話という形で公表したい。

平成28年11月に内閣府から公表された「国民経済計算の作成方法」の変更は、国際基準である2008 SNAを反映したもので、平成27年3月に統計委員会が答申した国民経済計算の作成基準に準じたものである。したがって内閣府の取組方針は、現行の枠組みからみて、適当であると判断される。

一方、GDP統計に対する関心の高まりと同時に、従来の枠組みに係る課題も指摘されており、GDP統計の改善には不断の、そして時宜にかなった努力が必要である。そうした指摘に対応して、生産・分配面の四半期別GDP速報の開発など、「第Ⅱ期基本計画」に即して今後整備する予定のものがある。統計法第55条に基づき、国民経済計算の改善状況は今後も確認を続けるとともに、従来なかなか取り上げることが難しかったGDP統計の基礎となる各府省の一次統計の改善を、より強力に進めていくことが重要である。各府省の統計を改善することが、加工統計としてのGDP統計をより良いものにしていくための必須条件である。

経済財政諮問会議で、年末までにGDP統計を軸とした経済統計改善策が取りまとめられる見通しである。統計委員会としては、経済財政諮問会議と連携しつつ、統計作成者である各府省の意見とともに、政策当局・民間等のユーザーの意見を積極的に採り入れ、より高品質のGDP統計の実現につながるよう努めていく所存である。